

○甲州市原産地呼称ワイン認証条例施行規則

平成22年3月29日規則第2号

改正 平成25年9月26日規則第25号

改正 平成30年6月26日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲州市原産地呼称ワイン認証条例（平成20年甲州市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証の申請)

第2条 条例第4条の規定による原産地呼称ワインの認証（以下「認証」という。）の申請は、甲州市原産地呼称ワイン認証申請書（様式第1号）に、当該申請に係るワインを添えて提出する方法により行うものとする。

(申請に係る提出ワイン)

第3条 前条の規定により提出するワインは、最終製品として、720ミリリットル瓶又は750ミリリットル瓶に瓶詰めされているものでなければならない。

2 前項のワインは、1銘柄につき3本を提出する。

(原料ぶどうの登録)

第4条 条例第5条第1項の規定による原料ぶどうの登録は、次に掲げる事項を記載した甲州市圃場登録簿（様式第2号）を市長に提出することにより行う。

- (1) 市内の圃場の所在地
- (2) ぶどう品種
- (3) 作付面積
- (4) 収穫量

2 市長は、前項の登録について、原産地呼称ワイン原料ぶどう圃場管理台帳（様式第3号）を調製し、保管しなければならない。

(ワインの製造方法の基準)

第5条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるワインの製造方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び酒税法（昭和28年法律第6号）で定める醸造酒類果実酒の基準に適合して製造すること。
- (2) 酸化防止剤は、亜硫酸（ピロ亜硫酸カリウム及び無水亜硫酸）のみとする。
- (3) 同一収穫年のぶどうを85%以上使用したワインに限ること。
- (4) 醸造からキャップシール及びラベリングまでの作業工程を山梨県内にある自らのワイン製造施設で行うこと。
- (5) 酸化防止剤無添加ワインについては、対象外とすること。

（ワインのラベル表示の基準）

第6条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるワインのラベル表示の基準は、次のとおりとする。

- (1) 収穫年の表示は、表ラベルに表示すること。
- (2) 収穫地の表示は、次のとおりとし、表又は裏ラベルに表示すること。
 - ア 市、地区、大字及び小字（圃場）の順にその名称を表示すること。
 - イ アの表示については、当該表示地において収穫された原料ぶどうを85パーセント以上使用した場合に限り表示することができる。
 - ウ アの地区の名称は、塩山地区、勝沼地区又は大和地区とすること。
- (3) 品種の表示は、甲州種は表ラベルに表示し、それ以外の品種は果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月30日国税庁告示第18号）に適合した表示とすること。
- (4) ワインのタイプ表示は、裏ラベルに表示すること。

（審査）

第7条 条例第7条第1項各号に掲げる審査は、次のように行う。

- (1) 条例第7条第1項第1号の圃場現地確認審査は、第4条第1項の規定により提出された甲州市圃場登録簿をもとに、当該圃場にて初回登録時のみ審査を行う。
- (2) 条例第7条第1項第2号の書類審査は、第2条及び第4条第1項の規定により提出された申請書類等をもとに審査し、当該申請ワインのラベル表示の適合審査を併せて行う。
- (3) 書類審査を合格したワインは条例第7条第1項第3号の官能審査へ進み、

官能審査は、ワイン利き酒評点票（様式第4号）を用いて行う。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、ラベル表示の適合審査については、官能審査終了後に行うことができる。

（認証書）

第8条 条例第8条第1項の認証書は、様式第5号による。

（認証の公表）

第9条 条例第8条第2項の規定による認証の公表は、市のホームページへの掲載その他市長がその周知に必要と認める方法で行うものとする。

（認証の表示等）

第10条 条例第9条の規則で定める認証の表示は、市が交付する認証シール（様式第6号）を、表面に貼付する方法又は「甲州市原産地呼称ワイン認証審査会認証」若しくは「Koshu City Appellation Control」のいずれかを表ラベルに7ポイント以上の大きさで表示する方法のいずれかで行うものとする。

- 2 前項の規定による認証の表示に要する費用は、その実費の範囲内で、交付を受ける者が負担する。

（身分証明書）

第11条 条例第16条第2項の規則で定める身分証明書は、様式第7号による。

（審査結果）

第12条 審査会は、第7条に規定する審査結果を市長に報告し、市長は審査結果を申請者に報告するものとする。

（異議申立ての制限）

第13条 申請者は、審査会の行う審査については、異議を申立てることができない。

（認証台帳）

第14条 市長は、原産地呼称ワイン認証台帳（様式第8号）を調製し、保管しなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(勝沼町原産地呼称ワイン認証条例施行規則の廃止)
- 2 勝沼町原産地呼称ワイン認証条例施行規則(平成17年勝沼町規則第5号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前までに、前項の規定による廃止前の勝沼町原産地呼称ワイン認証条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年9月26日規則第25号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成30年6月26日規則第17号)

この規則は、平成30年10月30日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 甲州市長

住 所 _____

申 請 者 _____

出品担当者 _____

甲州市産原料自社醸造ワイン申請書

甲州市原産地呼称ワインの認証を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請ワイン点数合計 _____ 点

申請ワインの銘柄	容器容量	申請本数
	ml	本
	ml	本
	ml	本
	ml	本
	ml	本

様式第1号の2(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 甲州市長

住 所 _____

申 請 者 _____

出品担当者 _____

山梨県産原料甲州市自社醸造ワイン申請書

甲州市原産地呼称ワインの認証を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請ワイン点数合計 _____ 点

申請ワインの銘柄	容器容量	申請本数
	ml	本
	ml	本
	ml	本
	ml	本
	ml	本

様式第2号(第2条関係)

甲州市産原料自社醸造ワイン申請書付表

申請者名				
ワインの銘柄				
ワインの区分(該当へ○)	甲州種 (白)	欧州系醸造専用品種 (白)	欧州系醸造専用品種 (赤)	欧州系醸造専用品種 (ロゼ)
	国内改良品種 (白)	国内改良品種 (赤)	国内改良品種 (ロゼ)	
ワインのタイプ(該当へ○)	赤	ライトボディ	ミディアムボディ	フルボディ
	白	辛口	やや辛口	やや甘口
	ロゼ	甘口	極甘口	
発泡の有無(該当へ○)	有		無	
ワイン製造年(検定年)	年			
ワイン販売価格(該当を記載)	容器容量(ml)	ml		
	小売価格(税込価格)	円		
ワイン分析値	比重			
	アルコール	% (v/v)		
	エキス	% (w/v)		
	pH			
	総酸(酒石酸として)	g/L		
	遊離亜硫酸	mg/L		
	総亜硫酸	mg/L		
	還元糖(グルコースとして)	g/L		
原料ぶどう収穫年	年			
原料ぶどう果汁糖度	比重(15℃換算)			
	度(補糖、濃縮等の処理前)発酵容器内			
補糖又は濃縮後の果汁糖度	度			
ワイン貯蔵方法	主たる貯蔵方法を記載	貯蔵数量		
		kl		
		kl		
主たる製造出荷方法	(主たる製造法等を記載)			

※税務署へ提出後の(製造実績の内訳の写し)を添付のこと

様式第2号の2(第2条関係)

山梨県産原料甲州市自社醸造ワイン申請書付表

申請者名				
ワインの銘柄				
ワインの区分(該当へ○)	甲州種 (白)	欧州系醸造専用品種 (白)	欧州系醸造専用品種 (赤)	欧州系醸造専用品種 (ロゼ)
	国内改良品種 (白)	国内改良品種 (赤)	国内改良品種 (ロゼ)	
ワインのタイプ(該当へ○)	赤	ライトボディ	ミディアムボディ	フルボディ
	白	辛口	やや辛口	やや甘口
	ロゼ	甘口	極甘口	
発泡の有無(該当へ○)	有		無	
ワイン製造年(検定年)	年			
ワイン販売価格(該当を記載)	容器容量(ml)	ml		
	小売価格(税込価格)	円		
ワイン分析値	比重			
	アルコール	% (v/v)		
	エキス	% (w/v)		
	pH			
	総酸(酒石酸として)	g/L		
	遊離亜硫酸	mg/L		
	総亜硫酸	mg/L		
	還元糖(グルコースとして)	g/L		
原料ぶどう収穫年	年			
原料ぶどう果汁糖度	比重(15℃換算)			
	度(補糖、濃縮等の処理前)発酵容器内			
補糖又は濃縮後の果汁糖度	度			
ワイン貯蔵方法	主たる貯蔵方法を記載	貯蔵数量		
		kl		
		kl		
主たる製造出荷方法	(主たる製造法等を記載)			

※税務署へ提出後の(製造実績の内訳の写し)を添付のこと

様式第3号(第2条関係)

甲州市産原料自社醸造ワイン原料ぶどう受入簿

申請者名

銘柄名

受入年月日	生産者氏名 生産者住所	品種名	数量 (kg)	圃場の面積 (a)	仕立方法	圃場の場所(地番まで記載)
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
年 月 日						甲州市
合計						甲州市

様式第3号の2(第2条関係)

山梨県産原料甲州市自社醸造ワイン原料ぶどう受入簿

申請者名

銘柄名

受入年月日	生産者氏名	品種名	数量 (kg)	圃場の面積 (a)	仕立方法	圃場の場所(地番まで記載)
	生産者住所					
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
年 月 日						山梨県
合計						山梨県

様式第4号(第6条関係)

ワイン利き酒評点票

区分	
----	--

審査年月日		年 月 日			審査員氏名		Comments
NO	Limpidity /Color (0—2)	Odor (0—5)	Taste /Flavor (0—8)	Harmony (0—5)	Total Points (0—20)		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

様式第5号(第7条関係)

甲州認第 号

認 証 書

次のとおり甲州市原産地呼称ワインであることを認証する。

記

- 1 区分
- 2 製造会社名
- 3 認証ワイン銘柄名
- 4 認証本数 本
- 5 認証年月日 年 月 日

年 月 日

甲州市長



様式第7号(第10条関係)

身 分 証 明 書		写 真
本 籍	_____	
現 住 所	_____	
職 氏 名	_____	
生 年 月 日	_____	
<p>上記の者は、甲州市原産地呼称ワイン認証条例(平成20年甲州市条例第34号)第16条に規定する職員であることを証明する。</p>		
		年 月 日交付
		甲州市長 印

様式第8号(第13条関係)

甲州市原産地呼称ワイン認証台帳

認証番号	認証年月日	区分	製造会社名	認証ワイン銘柄名	品種名	認証本数(本)
	審査会数				収穫地名	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

様式第1号（第2条関係）

様式第1号の2（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第2号の2（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第3号の2（第2条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号 略

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第13条関係）